

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="379 520 1050 611">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="498 663 931 793">(建設関連業務) [発注者支援業務]</p> <p data-bbox="468 1419 961 1476">令和 5 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="507 1633 923 1703">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1635 520 2306 611">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1754 663 2187 793">(建設関連業務) [発注者支援業務]</p> <p data-bbox="1724 1419 2217 1476">令和 4 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="1762 1633 2178 1703">宮城県土木部</p>	

共通仕様書（建設関連業務）〔発注者支援業務〕新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p><b>第117条 再委託</b></p> <p>1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。                  (1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。                  なお、再委託の相手方は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止期間中であってはならない。</p>	<p><b>第117条 再委託</b></p> <p>1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。                  (1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等                  (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。                  (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。                  (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。                  なお、再委託の相手方は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止期間中であってはならない。</p>	